

論点Fにかかる収益の表示において、2点質問がある。子会社からの仕入、つまりアップストリーム取引をともなう収益認識については、「重要なリスクと経済価値」にさらされている子会社が本人、親会社が代理人となることがある。

その中で1) 企業集団としてはたしかに「重要なリスクと経済価値」にさらされているものの、親会社の個別財務諸表ではこの場合、いったん純額表示しなければならないと解してよいか。つぎに2) 連結手続上は①子会社からの仕入高に相当する金額を(売上高・売上原価ともに)いったん「グロスアップ」したうえで、②取引高(売上高・売上原価)の相殺消去を行うと理解してよいか。

上述の質問は収益認識そのものの論点ではないものの、「グロスアップ」が新たな連結手続として不可避になる可能性があるため質問した次第である。上述の論点は子会社への販売などダウンストリーム取引において子会社が代理人、親会社が本人の場合も発生する。